

千曲市水防計画 新旧対照表

令和 6 年度修正

新	旧	
第2章 水防組織 第2節 水防本部 3 本部組織 千曲市水防本部組織図	第2章 水防組織 第2節 水防本部 3 本部組織 千曲市水防本部組織図	市現況に合わせ修正

新	旧																																																																							
統括者：建設部長 <table><tr><td>道路河川部</td><td>管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班</td></tr><tr><td>建築部</td><td>建築監理班、空き家対策班</td></tr><tr><td>都市計画部</td><td>計画班、施設班</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>管理班、下水道班、上水道班</td></tr></table> 統括者：教育部長 副統括者：文化創造担当部長 <table><tr><td>教育総務部</td><td>総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班</td></tr><tr><td>第一学校給食センター部</td><td>管理班、調理班</td></tr><tr><td>第二学校給食センター部</td><td>管理班、調理班</td></tr><tr><td>生涯学習部</td><td>生涯学習班、各公民館班、各図書館班</td></tr><tr><td>文化部</td><td>文化振興班、文化会館班</td></tr><tr><td>スポーツ振興部</td><td>スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班</td></tr><tr><td>歴史文化財センター部</td><td>文化財班、埋蔵文化財班</td></tr></table> 統括者：議会事務局長 <table><tr><td>議会事務局</td><td>庶務班、議事班、調査班</td></tr></table> 統括者：千曲坂城消防本部消防長 副統括者：千曲坂城消防本部消防次長 <table><tr><td>総務部</td><td>総務班、管理班</td></tr><tr><td>警防部</td><td>警防班、通信指令班、救急救助班</td></tr><tr><td>予防部</td><td>予防班、危険物班</td></tr><tr><td>更埴消防部</td><td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td></tr><tr><td>戸倉上山田消防部</td><td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td></tr></table>	道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班	建築部	建築監理班、空き家対策班	都市計画部	計画班、施設班	上下水道部	管理班、下水道班、上水道班	教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班	第一学校給食センター部	管理班、調理班	第二学校給食センター部	管理班、調理班	生涯学習部	生涯学習班、各公民館班、各図書館班	文化部	文化振興班、文化会館班	スポーツ振興部	スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班	歴史文化財センター部	文化財班、埋蔵文化財班	議会事務局	庶務班、議事班、調査班	総務部	総務班、管理班	警防部	警防班、通信指令班、救急救助班	予防部	予防班、危険物班	更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	統括者：建設部長 <table><tr><td>道路河川部</td><td>管理班、事業推進班、建設班、維持班</td></tr><tr><td>建築部</td><td>建築監理班、空き家対策班</td></tr><tr><td>都市計画部</td><td>計画班、施設班</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>管理班、下水道班、上水道班</td></tr></table> 統括者：教育部長 副統括者：文化創造担当部長 <table><tr><td>教育総務部</td><td>総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班</td></tr><tr><td>第一学校給食センター部</td><td>管理班、調理班</td></tr><tr><td>第二学校給食センター部</td><td>管理班、調理班</td></tr><tr><td>生涯学習部</td><td>生涯学習班</td></tr><tr><td></td><td>各公民館班、各図書館班</td></tr><tr><td>文化部</td><td>文化振興班、文化会館班</td></tr><tr><td>スポーツ振興部</td><td>スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班</td></tr><tr><td>歴史文化財センター部</td><td>文化財班</td></tr></table> 統括者：議会事務局長 <table><tr><td>議会事務局</td><td>庶務班、議事班、調査班</td></tr></table> 統括者：千曲坂城消防本部消防長 副統括者：千曲坂城消防本部消防次長 <table><tr><td>総務部</td><td>総務班、管理班</td></tr><tr><td>警防部</td><td>警防班、通信可令班、救急救助班</td></tr><tr><td>予防部</td><td>予防班、危険物班</td></tr><tr><td>更埴消防部</td><td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td></tr><tr><td>戸倉上山田消防部</td><td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td></tr></table>	道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班	建築部	建築監理班、空き家対策班	都市計画部	計画班、施設班	上下水道部	管理班、下水道班、上水道班	教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班	第一学校給食センター部	管理班、調理班	第二学校給食センター部	管理班、調理班	生涯学習部	生涯学習班		各公民館班、各図書館班	文化部	文化振興班、文化会館班	スポーツ振興部	スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班	歴史文化財センター部	文化財班	議会事務局	庶務班、議事班、調査班	総務部	総務班、管理班	警防部	警防班、通信可令班、救急救助班	予防部	予防班、危険物班	更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	市現況に合わせ修正
道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班																																																																							
建築部	建築監理班、空き家対策班																																																																							
都市計画部	計画班、施設班																																																																							
上下水道部	管理班、下水道班、上水道班																																																																							
教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班																																																																							
第一学校給食センター部	管理班、調理班																																																																							
第二学校給食センター部	管理班、調理班																																																																							
生涯学習部	生涯学習班、各公民館班、各図書館班																																																																							
文化部	文化振興班、文化会館班																																																																							
スポーツ振興部	スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班																																																																							
歴史文化財センター部	文化財班、埋蔵文化財班																																																																							
議会事務局	庶務班、議事班、調査班																																																																							
総務部	総務班、管理班																																																																							
警防部	警防班、通信指令班、救急救助班																																																																							
予防部	予防班、危険物班																																																																							
更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																							
戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																							
道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班																																																																							
建築部	建築監理班、空き家対策班																																																																							
都市計画部	計画班、施設班																																																																							
上下水道部	管理班、下水道班、上水道班																																																																							
教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班																																																																							
第一学校給食センター部	管理班、調理班																																																																							
第二学校給食センター部	管理班、調理班																																																																							
生涯学習部	生涯学習班																																																																							
	各公民館班、各図書館班																																																																							
文化部	文化振興班、文化会館班																																																																							
スポーツ振興部	スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班																																																																							
歴史文化財センター部	文化財班																																																																							
議会事務局	庶務班、議事班、調査班																																																																							
総務部	総務班、管理班																																																																							
警防部	警防班、通信可令班、救急救助班																																																																							
予防部	予防班、危険物班																																																																							
更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																							
戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																							

新						旧						市現況に合わせ修正	
第3節 非常配備						第3節 非常配備							
配備人員の基準						配備人員の基準							
部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部	部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部		
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎		
	総務課	△	◎	◎	◎		総務課	△	◎	◎	◎		
	秘書広報課	○	○	◎	◎		秘書広報課	○	○	◎	◎		
	財政課		○	◎	◎		財政課		○	◎	◎		
	税務課		○	◎	◎		税務課		○	◎	◎		
	債権管理課		○	◎	◎		債権管理課		○	◎	◎		
	行政マネジメント室	○	○	◎	◎		行政マネジメント室	○	○	◎	◎		
	会計課				◎		会計課				◎		
	選挙・公平・監査事務局				◎		選挙・公平・監査事務局				◎		
企画政策部	総合政策課			○	◎	企画政策部	総合政策課			○	◎		
	管財契約課			○	◎		管財契約課			○	◎		
	情報政策課		○	◎	◎		情報政策課		○	◎	◎		
	公民共創推進室		△	◎	◎		日本遺産推進室			⊖	⊖		
市民環境部	市民生活課		△	○	◎		地域開発推進室			⊖	⊖		
	市民課		△	○	◎	市民環境部	市民生活課		△	○	◎		
	上山田戸倉出張所		△		◎		市民課		△	○	◎		
	環境課		(○)	○	◎		上山田戸倉出張所		△		◎		
健康福祉部	福祉課		○	◎	◎	健康福祉部	環境課			○	◎		
	高齢福祉課		○	◎	◎		福祉課		○	◎	◎		
	健康推進課		(○)	◎	◎		高齢福祉課		○	◎	◎		
	人権・男女共同参画課		△	○	◎		健康推進課			◎	◎		
次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎		感染症対策室			⊖	⊖		
	保育課		△	○	◎	次世代支援部	人権・男女共同参画課		△	○	◎		
	保育園			○	◎		こども未来課		△	◎	◎		
経済部	農林課	○	◎	◎	◎		保育課		△	○	◎		
	農業委員会事務局		○	◎	◎	経済部	保育園			○	◎		
	観光課	△	△	○	◎		農林課	○	◎	◎	◎		
	ふるさと振興課			○	◎		農業委員会事務局		○	◎	◎		
	産業振興課		◎	◎	◎		観光課	△	△	○	◎		
	日本遺産推進室			○	◎		ふるさと振興課			○	◎		
建設部	道路河川課	○	◎	◎	◎	建設部	産業振興課		◎	◎	◎		
	建築課	○	◎	◎	◎		日本遺産推進室			○	◎		
	都市計画課		◎	◎	◎		道路河川課	○	◎	◎	◎		
	上下水道課		◎	◎	◎		建築課	○	◎	◎	◎		
教育部	教育総務課		○	◎	◎		教育部	都市計画課		◎	◎		◎
	第一学校給食センター			○	◎			上下水道課		◎	◎		◎
						教育総務課			○	◎	◎		
						第一学校給食センター			○	◎			

新						旧						
	第二学校給食センター			○	◎		第二学校給食センター			○	◎	市現況に合わせ修正
	生涯学習課		○	◎	◎		生涯学習課		○	◎	◎	
	公民館・図書館・創造館			○	◎		公民館・図書館・創造館			◎	◎	
	歴史文化財センター		△	◎	◎		歴史文化財センター		△	◎	◎	
	スポーツ振興課		◎	◎	◎		スポーツ振興課			◎	◎	
	文化課		○	◎	◎		文化課		○	◎	◎	
議会事務局	議会事務局		(○)	◎	◎	議会事務局	議会事務局		(○)	◎	◎	
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎	
	更埴消防署			◎	◎		更埴消防署			◎	◎	
	戸倉上山田消防署			◎	◎		戸倉上山田消防署			◎	◎	

新	旧																	
第3章 予報及び警報	第3章 予報及び警報																	
第1節 警報・注意報等の種類	第1節 警報・注意報等の種類	県計画に合わせ修正																
2 気象業務法に基づく警報・注意報	2 気象業務法に基づく警報・注意報																	
(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等（気象業務法施行令第4,5条） 警報（水防関係のみ）	(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等（気象業務法施行令第4,5条） 警報（水防関係のみ）																	
<table><tr><th>種類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>大雨特別</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫し ている状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保す る必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>大雨</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされ る警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に よる重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危 険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。</td></tr></table>	種類	発 表 基 準	大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫し ている状況で、命の危険が あり 直ちに身の安全を確保す る必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等 が危険な場所から 避難が必要とされ る警戒レベル3に相当。	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に よる重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危 険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。	<table><tr><th>種類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>大雨特別</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫し ている状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身 の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に 相当。</td></tr><tr><td>大雨</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3 に相当。</td></tr><tr><td>洪水</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に よる重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危 険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。</td></tr></table>	種類	発 表 基 準	大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫し ている状況で あり 、命の危険が 迫っているため 直ちに身 の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に 相当。	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等 の 避難が必要とされる警戒レベル3 に相当。	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に よる重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危 険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。	
種類	発 表 基 準																	
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫し ている状況で、命の危険が あり 直ちに身の安全を確保す る必要があることを示す警戒レベル5に相当。																	
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等 が危険な場所から 避難が必要とされ る警戒レベル3に相当。																	
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に よる重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危 険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。																	
種類	発 表 基 準																	
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫し ている状況で あり 、命の危険が 迫っているため 直ちに身 の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に 相当。																	
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等 の 避難が必要とされる警戒レベル3 に相当。																	
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に よる重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危 険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相 当。																	

新		旧		
(略)		(略)		
(2) 大雨警報・洪水警報を補足する情報		(2) 大雨警報・洪水警報を補足する情報		県計画に合わせ修正
種 類	内 容	種 類	内 容	
浸水キキクル (大雨警報（浸水 害）の危険度分 布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	浸水キキクル (大雨警報（浸水 害）の危険度分 布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	
洪水キキクル (洪水警報の危険 度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水キキクル (洪水警報の危険 度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 （新設） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
流域雨量指数の予 測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予 測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	

新			旧		
3 水防法に基づくもの			3 水防法に基づくもの		
(2) 洪水予報			(2) 洪水予報		
洪水警報	種類	発表基準	洪水警報	種類	発表基準
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険が 迫っているため 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

県計画に合わせ修正

新	旧	
第6章 水防施設 第1節 水防倉庫 水防倉庫備蓄品一覧表（市管理分） 令和6年4月1日現在 （略）表 ※ 上記のほかに、ライフジャケット、ボートなど水防活動従事者の安全を確保するための装備必要について、必要数揃えておくものとする。	第6章 水防施設 第1節 水防倉庫 水防倉庫備蓄品一覧表（市管理分） 令和5年4月1日現在 （略）表 （新設）	県計画に合わせ修正